

応神紀より雄略紀までの紀年の検討

— 神田秀夫氏の所論にふれて —

伊 野 部 重 一 郎

(文理学部・歴史学研究室)

日本書紀の紀年は、仲哀崩御の年が162年の延長のあること、雄略紀以後は実年代に近づいて来ておることについては、今日ほゞ異論のないところであるが、仲哀以前と応神から雄略にいたる間の各朝の年代、及び雄略以後でも継体から欽明にいたる四朝の年代、更に又敏達末年の設定については、未だに疑問が多く残されている。その中、仲哀以前については、崇神崩御の年の古事記干支を西紀258年にとるか、318年にあてるかに問題^(註1)があり、このことは又、崇神・神武同一人説や神武の東征、更には邪馬台国の問題とも関連してくるし、史料の欠乏や考古学的問題とのからみ合い

からも、将来も容易に帰趨を見難いところであろうが、応神以後は比較的豊富な内外の文献史料によって、一面にはそのため、多くの異説の割拠を呈せしめながらも、他面又問題検討の可能性も、比較的多く残されているものとする。而してその中、継体以後四朝の年代については、筆者はさきにふれたことがあり(「続日本紀研究」5-12)、又敏達末年の設定は、仏教伝来史との関係から詮議すべき問題が多いので、こゝでは応神より雄略にいたる紀年について、先学の業績に導かれながら、現在到達した卑見を述べて、大方の御教示を得たいと思う。

(註1) 崇神崩御は那珂通世博士以来、西紀258年と推定される傾向があったが、牧健二博士(「史林」37-5)は神武東征を、耶馬台国圏内の日向、投馬国からのものとし、橋本増吉博士(改訂増補「東洋史上より見たる日本上古史研究」998-1002頁)は、魏志「桓靈間」(147-189)の「倭国大乱」は神武東征をさすものとする立場及び、垂仁より仲哀までの平均年齢の推定から、共に崇神崩御を318年としている。

二

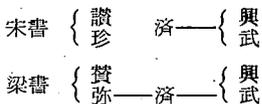
最初、応神以後の各朝の年代について、従来の諸説の中、代表的なもの^(註1)をえらび、関係史料との対照表(次頁)をかゝげる。

応神以後各朝の年代設定については、大別して倭王讃を仁徳天皇とするものと応神天皇とするものとに分れ、上掲表(A)は前者を、(B)は後者を代表するものである。而して(A)は主として古事記の干支によったものであり、(B)は書紀々年と大陸史書との照合に基準を置くものである。而して(C)は讃を仁徳とする点では(A)

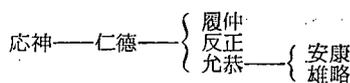
と通ずるが、古事記干支の外、大陸史書や書紀干支をも援用するもので、史料の取扱上、折衷的であるので、こゝでは主として(A)、(B)を主軸として述べ、(C)については、その都度ふれることにする。

先ず(A)説において、珍を反正天皇として438年が一年ずれておるのは、反正崩御の年、発遣された使者が、翌年到着したものと解することによって、その点の疑問は一応解消できる。又倭国王の系図についても

(大陸史書)



(書紀)



(A) 菅, 那珂説(註2) ()内は古事記天皇 崩年の干支	(B) 西田, 今谷, 前田 説(註3)	(C) 橋本説(註4)	大陸史書に見 える倭王遣使 及び進号の年	書紀に見える大陸関係の 史実と, その実年代と推 定される年 ()内は書紀々年	両紀 年の 差
仲 哀 { 362(壬戌) 363	仲 哀 { 362 363	仲 哀 { 362 363		神后55, 近肖古王歿375(255) 同 56, 近仇首王立376(256) 同 64, 枕流王立 384(264) 同 65, 辰斯王立 385(265) 同 69, 神后崩 (269)	120 120 120 120
応 神 { 394(甲午) 又は418(戊午) 395	応神(讚)	神 后 { 389 390 応 神 { 412 413		応神 3, 阿華王立 392(272) 同 8, 王子直支来朝 (277) 同 16, 腆支王立 405(285)	120 120
仁德(讚)		仁德(讚)	讚 — (413 421 425	同 25, 久爾辛王立414(294) (註5) 同 37, 阿智使主派遣 (306) (註6)	120
履 仲 { 427(丁卯) 428	430 431	履 仲 { 431 432	? — 430	同 39, 腆支王(毗有王の 誤?) 妹来朝 428(308)	120
反正(珍) { 433 437(丁丑)	仁德(珍) { 438 又は439	反正(珍) { 433 437		同 41, 応神崩 (310)	
允恭(濟) { 433 454(甲午) 455	履 仲 { 433 反 正 { 442	允恭(濟) { 438 454	珍 — 438 濟 — (443 451	(この間, 毗有王の記) 載を欠く	
安康(興) { ? ?	允恭(濟)	安康(興) { 455 462 463	興 — (460 462	安康 2, 蓋鹵王立 455(455) (己巳は乙朱の誤り——後述) 雄略 1 (457)	0
雄略(武) { 479(己巳) 己未 489	安康(興)	雄略(武) { 479	武 — (477 478 479 502	雄略 20, 高句麗百濟を攻略 475 (476) 雄略 23, 東城王立479 (479)	-1 0

前頁系図の如くなっていることについて、(A)説は珍(反正)と濟(允恭)との関係が、大陸史書に父子関係になっている点に支障があるようであるが、これは梁書のみにおいて宋書には見えない点から、必ずしもこだわる必要はなく、梁書の誤り(その原因については後にふれる)と解することもできる。もし大陸史書に強いてこだわり、讚と珍(弥)との関係についても宋書等の記載をその

まゝ受入れるならば、讚を履仲とする異称日本伝によらねばならぬが、そうすると履仲が413年まで遡る点に難点があり、又その在位が(430年を讚の遣使としなくても)13年以上となる点でも書紀(6年)とつり合いがとれないのみならず、橋本増吉博士(改訂増補「東洋史上より見たる日本上古史研究」592-3頁)の指摘されたように、大陸との交通を開始し、それを代表する履仲にしては、陵の規

横の応神陵や仁徳陵との比較の点からも、問題がある。

以上の如く、(A)説は、一応関係史料の上では、古事記干支と大陸史書との関係は満足させるが、書紀の応神の条に見える前表、大陸関係の史実(書紀を120年繰下げることにより一致する)に支障がある。即ち応神八年(推定397)、十六年(405)及び二十五年(414)紀等に見える大陸関係の史実^(註5)は、そのまゝでは仁徳期に含まるべきものとなってくるのである。その上、応神親政元年を、仮に書紀々年を120年下げた379年として、それに古事記干支を生かすと応神朝は僅か5年間となる点にも、問題がある。(応神紀は41年、空白を除いても23年にわたっている。)以上の点の解決策として、那珂博士は、古事記の応神崩御の干支、甲午(394)を戊午(418)の誤記とされたが、これでは前表、応神二十五年までは説明できても、三十七年紀以後が依然解釈できない。

次に、倭王讚を応神とし珍を仁徳とする(B)説は、宋書及び書紀の記載は一応満足させるし、系図の点でも弥(仁徳)とと済(允恭)の関係で、梁書を(A)説よりも有効に説明できるが、古事記の干支(その史料の価値については後にふれる)を仲哀について認めながら、応神以後において全然無視している点(これは(C)でも同じである)と、(西田長男博士説では)履仲、反正が合わせて4年にしかならない点にも問題がある。(書紀、二朝の記載は空白を除いても8年に及ぶ)因みに、これについて西田博士が、仁徳在位を或は442年まで下がるものとしたのは、大陸史書に済(允恭)が父の珍(仁徳)をついだとなっていて、兄二人(履仲、反正)をあげていないのは、末子相続によって履仲、反正が摂政の如き地位にあったことによるものだろうとされた(西田博士前掲論文186頁)からであるが、書紀にはそれを示す如き記載がないのみならず、氏自らも認めているように、肥後船山古墳出土の太刀銘によって反正の在位が確認されること、さきの済が父王珍のあとをついだ云々は、梁書にのみあって宋書に見えないのであって、既述の如くこの系図関係はそれほど重く見る必要のないことから、氏の結論は成立し難いのみならず、西田氏が允恭の崩年を460—462年まで下

げること(前掲論文188頁)は、倭王興を安康とする説とも抵触する。更に(B)説では、仁徳は在位僅か8年となり、書紀の在位年数(空白を除いても29年)とのつり合いも問題となるし、又この説の今一つの重要な論拠である系図の問題、即ち宋書、倭王武の上表文の祖禰が祖弥の誤写で、弥が武(雄略)の祖父(仁徳)であるとの解釈にも、多分の困難を伴う今となつては、(B)説はその成立に、^(註7)大きな障碍をひかえざるを得ないと思われる。

以上のように(A)、(B)説共に一長一端、その間、何れとも決し難い行きなやみ状態にあった。しかるに最近筆者は、神田秀夫氏の「古事記の崩御年干支と書紀の干支」(「國語国文」26-2)を閲読するに及んで、この問題の解明に、大きな手掛りを得るの感があるに到つたので、未読の読者への紹介^(註8)を兼ねて、その要点を摘録し、それによって得た^(註9)日本紀年(応神以後)についての結論を述べて、諸賢の御叱正を賜わりたいと思う。

(附記) 筆者は神田氏の労作にふれるに先立って、笠井倭人氏の「上代紀年に関する新研究」(「史林」36-4)を閲読したので、本稿の如き論題を取上げた上は、笠井氏の所論についてもふれるの義務を持つものとは思ふが、書紀の空白を除いた年数によって成る原書紀なるものを想定し、それによって崇神以後の各朝の年代設定を試みられた氏の所説には、啓発されるところは多大であった(本稿に、書紀の空白を除いた年数を——氏とは意味を異にするが——とり上げたのは、それに負うものである)が、氏が原書紀に空白なしとする構想(この構想の成立には、氏自身も認められた反正紀の例外の外、氏の取扱われなかった欽明及び推古紀の空白の問題が解明されねばならないと思われる)を満足させるため、それ自身多くの吟味を要する諸前提^(註9)の上に、屋上屋を架する如き論議を展開されているが、その前提となるものゝ多くは、本稿後条にふれるように、筆者の到底承服し得ざるものであるので、氏の論旨そのものについては、それ以上本稿にはふれるのを要を認めないので、省略することにした。

- (註1) 他の諸説の中、検討に値すると思われるものは、部分的に、殆んどこの三説に含まれると思うので、三説を以って代表させることとした。
- (註2) 菅政友「古事記年紀考」(「史学雑誌」2-17)
那珂通世「上世紀考」(同8-8, 9, 10, 12)
- (註3) 西田長男「日本上代史の基準」(下)(「大倉山論集」3)
今谷文雄「神功・応神朝と日本書紀の紀年」(「日本歴史」67)
前田直典「応神天皇朝といふ時代」(「オリエンタリカ」1)
- (註4) 橋本増吉「改訂増補、東洋史上より見たる日本上古史研究」
- (註5) 三国史記には420年となっているが、津田左右吉博士(「日本古典の研究」(下) 711頁)や橋本博士(前掲著638-9頁)によると、久爾辛王即位は414年が正しいとされているので、それに従った。
- (註6) 応神三十七年紀(120年下げると426)の阿智使主派遣は、宋書425年の倭の司馬曹達派遣と同一事実を指すものである如く見えるが、後述(第三項)の如く、これは必ずしも同一派遣の事実ではないようである。
- (註7) 前田直典氏(前掲論文)や西田長男博士(「大倉山論集」2)等は、478年の倭王武の上表にある「祖彌」は「祖弥」の誤記であるとされ、その論拠として前田氏は翰苑、括地志に引用された宋書や文献通考に引く武の上表には祖弥とあることから、古くは宋書には祖弥とあったことを以ってされる。これに対し筆者は、内藤晃氏(「静岡大学研究報告」2)や近藤啓吾氏(「芸林」7-3)並に橋本増吉博士(前掲著813-824頁)の説かれたように彌は父の廟で、祖彌は父祖即ち祖先一般を意味する語であるとするのに従うべきであると考え、しかも内藤氏の言われる如く、そのほか倭王武の上表に日本の軍事的対外活動を仁徳から述べておることになる点に問題があり、又橋本博士の説かれた如く、上表文に「自レ昔」とあるのは一人の王をさすものでないこと、倭王の武功はむしろ神后、応神まで遡らねばならないことがあげられる外、括地志や文献通考並に梁書、宋書の記載の文献的価値の批判についても、橋本博士の該博な考証によるべきであると思う。
- (註8) 神田氏の所論には、記紀関係の全般にわたって啓発される点が多いが、本稿では問題を天皇の在位年代の点にしばって紹介することにした。
- (註9) 本稿第三項の「註2」、第六項の「註1」及び本文後条参照。なお継体即位年の設定についても平子氏によられた笠井氏の見解には疑問がある。(「続日本紀研究」5-12 拙稿参照)

三

神田氏は書紀々年が、推古九年(辛酉)より神武紀元(辛酉)まで一部、1260年となっていることにつき、それが最初、推古八年を起点として、次の如く60年単位の区画に基いて定められたものであることを指摘された。

	年	
A(一) 神武紀	76	} 370年
A(二) 綏靖, 安寧, 懿徳紀	108	
A(三) 考昭, 孝安紀	186	
B(一) 孝靈, 孝元紀	133	} 360
B(二) 開化紀	60	
B(三) 崇神, 垂仁紀	167	
C(一) 景行紀	60	} 240
C(二) 成務紀	60	
C(三) 仲哀, 神后, 応神紀	120	
D 仁徳一清寧(元年)	170	170
E(一) 清寧(二年)一欽明(元年)	60	} 120
E(二) 欽明(二年)一推古(八年)	60	
計	1260	

上の60年を単位とした設計が、A及びDにおいて、それぞれ単位年数の倍数より10年づゝの増減

となっているのは、氏によればC(三)の神后紀の年代設定において、それを単弥乎(239, 240, 243 遣使)にあてる計算を立てたことゝ、神后四十九年己巳(推定249)の記事を神後の時代のものとするため、C全体を最初の計画($\begin{matrix} \text{仲哀} & \text{神后} \\ 181-190, & 191-259 \end{matrix}$)より10年繰下げる必要を生じたためであるとしておられる。だがそのためには、神后紀の単弥乎に関する魏志の引用が、後人の加筆でないことが示されなければならないので、今それについて吟味して見たい。

神后三十九年、四十年、四十三年紀の魏志及び、六十六年紀の晋起居注引用を以って、後人の加筆とする論拠は

- 一. 書紀の古写本にないこと(書紀集解、日本書紀通釈)
- 二. 本文なき所へ注記されておること、及び百濟史以外の大陸史書の引用は外に例なきこと(和田博徳氏「史学雑誌」62-1)
- 三. 単弥乎死後、倭女王老与の朝貢(神后六十六

年紀)をも記しておること(和田清博士「歴史教育」5-3)

四. 卑弥乎より新しい倭五王に関する引用の、書紀に見えないこと(同)

五. 強烈な国家意識のもとに編纂された日本書紀においては、入貢の如き国辱的外交の記事を避けたと思われること(和田博徳氏, 前掲論文)

大体以上に要約し得ると思う。(番号は筆者の勝手に施したものである。)而してその中(一)について既に内藤克次郎博士(「芸文」1-2)や桃裕行氏(「隣那史書に現われた日本」)によって反証が示されており、論拠としてはやや薄弱となった。

次に(二)については、神后三十九年紀の本文に、「是歳也太歳、己未」とあるのも後からの記入であることが証明されねばならないが、これは寧ろ卑弥乎のことを記入するため、最初から記されたものであると思われる外、これらの注記は書紀編纂の時、これに相当する本文としての史料の得られなかった(得られなかったのは当然であるが)と考えられる点から、これも又有力な論拠とはなり得ない。

第三の卑弥乎の宗女、菴与の入朝に関する、神后紀六十六年の条の注記は他の三注記と同様に、単に「倭女王」とあって名は記していないところから見ると、これは橋本博士(前掲著 980頁)の言われる如く、書紀の編者は必ずしも卑弥乎を神功皇后とは確認せず、たゞ年代引きのばしのために、当時の民間人の無智識を利用して魏志を引用したためか、そうでなくても漠然と時代設定の基準として、記入したものであって、卑弥乎と菴与の区別に、それほどこだわる必要がなかったからであると思われる。因みに卑弥乎死去の直後の、菴与の入貢についての記載が欠けているのは、魏志においても、その干支が不明であったためであろう。

最後に(四)と(五)は互に関連するもので、書紀に倭五王に関する宋書、梁書等の引用を避けたのは、紀年を延長した書紀には、五王の中、済及び武を除けば、何れの天皇に比定することも不可能であったからであろうし、又仮にできたとしても、天皇になぞらえることは、神功皇后の場合よりは国辱の意味が大きくなったと思われるが、後述の

ように武の場合は、宋書に比定すべき記事を載せておる。而して神后の場合は、特に紀年設定ということに第一義を置いたことから、上記の如く処置されたものと考えられる。以上の点から(四)、(五)も又、有力な論拠とはなり得ない。

更に、以上の外それらの注記が、他の記事と同一年次において重複したものゝないことは、必ずしも偶然ではないと思われる。それは編纂に際し計画的に記入され、紀年延長の体裁のためにも、他の記載との重なりをなるべく避けたことによるものではないかと思われる。(これは仮に干支を伴う年代記の類が残されていたとしても、百濟記等の引用以外のものにおいては可能であったと思われる。)その上、最初の三注記が連続して記されたあと、二年の空白を置いて四十六年紀につづいているが、これは後にも述べるように、四十六年紀から五十二年紀までの干支が百濟記等によったとすれば当然であるとしても、六十六年紀の注記のあとの空白も、同じく二年であり、神后崩年を六十九年紀に置いたのは、前者にならった(それも深い意味なしに、そうされた)のではないかと思われる。更に又、神后摂政元年を、推古九年(辛酉)の恰度400年前にとっておることも偶然ではなく、神田氏の言われる如く、皇后の時代が最初から紀年設定の中心となったため、天皇以外の人物にこのような基準を置き、それを帝紀としたというのも、古くは松下見林、新井白石、近くは橋本博士や平田俊春氏(「芸林」2-2)によって説かれておるように、それを卑弥乎になぞらえる意図があったからであると思われる。以上の点から筆者は、皇后を卑弥乎にあてゝ紀年の設計をおこなったとの神田氏のさきの所論に、賛意を表するものであると共に、特に60年単位の設定を指摘された前代未聞(筆者にとって)の発想には、多大の敬意を表するものである。

乍然、既述の如く卑弥乎や菴与の記載は、神后紀の本文とは何等関係のないところであるので、それを(他の干支を変化させれば)神后紀のどこに位置せしめてもよいのであるし、又神田氏のいわれる如く、神后紀の末年を同四十九年紀己巳(249)以後に置くべきものとしても、この年次以後の記載から、百濟記や晋起居注の引用と空白を除け

ば、残りは僅か5ケ年に過ぎず、従って神田氏によって最初の計画と考えられた259年までに十分はいり得るのであり、C全体を予定より十年繰下げる必要は、なかったのではないと思われる。思うに神后末年を269年と定めたのは、前述の如く壱与の記載をこの紀に入れたためではあるまいか。而して書紀のこの辺の年代設定は修正(10年繰下げ)とするならば、それは壱与を入れたためであろうが、強いて修正と見なくても、神后を卑弥乎にあてる予定で最初から大ざっぱに、その元年を推古九年から400年前にとり、その前の仲哀紀を空位を含めて10年とし、神后紀には、卑弥乎及び壱与を含めて六十六年紀まで記し、さきに述べたような事情でその後2年の空白を置いて、崩御の年とし(六十九年としたのは壱与の記載との関係にあり、橋本博士^(註1)の言われる如き特別な讞緯説によるものではあるまい)、残りの41年を応神朝にあてたものであると思われる。(三代が120年となることは、既に橋本博士によっても指摘されているが、博士は神田氏の如き全般的見地からは取扱っていない。)

以上見て来たところにより、神后紀及び応神紀末年の設定は、何等よるべき干支を基準としたものではなく、神田氏の言われるような紀年延長のための、便宜的なものであることがわかった。延暦九年(七月)の津連真道等の奏言にも、百済の近肖古王(346-374)は神後の時代であり、貴須王(近仇首王, 375-384)は応神の時となっておるから、神後の末年は書紀の崩年(干支二回り下げて389年)より以前であったということも有り得ると思われる。唯神田氏の言われる如く、神后四十六年年紀は百済のはじめて朝貢するに到る事情を記したものであり、四十九年紀の記載も、任那日本府成立についての欠くべからざる事項で、神后紀にとって省けないものである外、五十一年に皇后が太子及び武内宿禰に語りて云々とあるものも、上との関係上神后紀に含め、又五十二年紀も今谷氏(前掲論文)の言われる如く、百済服属の経過中におこった出来事であるとするれば、これも神后紀に属するものであると思われる。即ち、四十六年から五十二年まではこれを神后紀に含めて差支えないと思うが、その際橋本博士(前掲著645-5頁)の説かれた大陸史書との照合によって、四十六年紀(20

年下げて366年)からあとの干支が作為されたものでないとすれば、五十二年は西紀372年となり、この年までは神後の時代に入ることとなる。しかるに、それにつゞく五十五年(推定375)以後は、末年の崩御の記事を除いてすべて百済記その他の引用であり、他に関係事項もないこと、それらが近仇首王の時代に当ること、及び神后六十二年紀引用の百済記に「天皇」の文字のあることなどから考えると、これらは大部分、次の応神朝に入るべきであるのを、書紀の編者が干支のみを抛り所としたため、既述の如く設定された神后紀に入れることになったものと思われる。

もし書紀の干支を生かして応神親政元年を求めると、390年(以下翌年称元法による)がそれに当り、神后治世は27年間となり、応神末年は430年で41年間の在位となる。又統紀、延暦九年(七月)の記載を参照して375年を神后崩年とすれば、応神は55年間の治世となり、仁徳朝が同じく書紀干支による(B)説では8年となるのに比して、長きに過ぎる。しかるに前記のように、応神を376年頃をその親政元年として、(A)説によりその崩御を古事記の干支に置くと、神后は13年間、^(註2) 応神は19年、仁徳は33年の在位となつて、書紀の在位年数及び空白を除く記載年数(第六項掲表参照)とも、大体つり合う。

次に大陸史実との関係については、右の推定では讚は仁徳、珍は反正となつて宋書、梁書の記載には問題はないが、既掲表、応神八年紀以後の大陸関係の史実が、仁徳朝のものとなる点について不満がある。しかしこれは、それらがおそらく百済記等の引用によるものであり、その関係事項も特に応神朝のものとする必要のない点から見て、恰も応神朝の記載を神后紀に入れた如く、仁徳朝(又はそれ以後)に属するものを、単に百済記又は保存史料の干支に従つて、神田氏のいう標準により310年を末年として設定された応神紀に、記入したものであると思われる。(六事項の中、四つはそれぞれ同一年次を独占し、残りの二つ——十六年紀及び四十一年紀——も「是歳」又は「是月」として他の記載と區別してあることによつても、それらが後からの記入であり得ることと裏書きする。)仁徳紀が、その年数の長さに拘わらず説話的記事が多く、外交関係事項の少い

こと(百濟記引用と思われる事項⁽¹¹³⁾もないこと)も、こういった事由によるものではないかと思われる。

更に以上のことを裏書きするものに、応神三十七年及び四十一年の条の記載がある。その中、応神三十七年紀(120年下げて426)に阿智使主を呉に遣すとあるのは、今谷氏等の言う如き宋書、元嘉二年(425)の司馬曹達派遣の記事とは、必ずしも同一の史実を伝えるものとは思われぬ(後述)が、何れにせよ、これらも干支を信用すれば、さきの考察では、仁徳朝の出来事と推定される。而してこれは、二十年の阿智使主の来朝及び四十一年の阿智使主が呉から帰ったとあるのと、前後関連するものであることは言うまでもないが、この四十一年紀の記事は、同干支の仁徳五十八年の条にある呉と高句麗よりの来朝の記事と、同一の事実を指すものであることは、三十七年紀に阿智使主が呉に到る道を高句麗に取り、高句麗人を案内として彼地に到ったとあることによって推察されるのみならず、この推定は更に、四十一年の使者帰朝の時天皇既に崩御されていたので、贈物を大鷦鷯皇子即ち仁徳天皇に献上したとあることによっても、強められるのである。書紀に、応神は菟道稚郎子を寵愛したとあるのを肯定すれば、崩後とはいえその直後、稚郎子をさし置いて大鷦鷯に献じたということにも問題があらうが、要するにこれらは、元来すべて仁徳朝に入るべきものを応神紀に記したためにとられた処理によるものであらうと思われる。更に橋本博士(前掲著393頁)の指摘されたように、宋書に文帝の元嘉七年(430)正月、倭の使者が入貢したとあること、仁徳五十八年の呉国と高句麗の朝貢の記事との符合(但し宋書には高句麗の使に関する記載はない)によって、仁徳五十八年紀(及び応神四十一年紀)は同干支の430年にあたることが考えられる。但し宋書には、430年の倭の入貢の外に、425年に倭の使者、司馬曹達が行ったとあるのに、日本側の記録では、応神三十七年(120年下げて426年)に出発した使者、阿智使主と都加使主の二人が高句麗を経てその案内で呉に赴いたのが、応神四十一年(仁徳五十八年——推定430)に帰ったとあるのによると、425年の司馬曹達と426年の阿智使主とは別人であり、しかも前者は数年前に出発していたのかも知れず、こ

のことは、これら応神、仁徳紀の記載は、(百濟に関する記事のない点からも)単なる百濟記の引用ではなく原史料としてあったことを示し、而してその中、応神四十一年(推定430)とその前の三十九年(推定428)の外交関係事項は、古事記干支による年代推定から言うと、履仲天皇の時代に属するものとなる。思うにこれら史料の製作及び保存は、帰化人によってなされたもので、そのため、天皇の代別に記されたのではなく、単に干支を記したものであったのであらうと思う。(国毎に書記官を置いたのは履仲四年——(A)説によれば430——となっているから、それを認めれば、それまでは史料の製作、取扱いもルーズであったであらう。)従って仁徳五十八年や、それと同一事実の応神四十一年紀の記載(仁徳五十八年以後、同紀には外交関係事項のないことも注意する必要がある)も、三十九年紀と同様、元来は履仲紀に入れるべきものを、書紀々年の設定後、仁徳紀に取扱わねばならなくなり、それを更に、応神三十七年紀の記載との関係上、同一干支の応神四十一年紀に及ぼしたものと思われる。笠井氏は、応神紀の中で仁徳紀に入るべきものとして応神八、十六、二十五、三十九年の百濟関係事項をあげ、その中、十六年紀のみ同年次に他の事項と併記されているため、仁徳紀でも単独に一年を占めていたとは思われぬとして(この論理が既に吟味を要するのであって、仁徳紀で一年次を独占していても、特に百濟王即位の如き干支の明らかなものにおいては、応神紀に移した場合、同一年次に他の事項と併記されることはあり得る)、結局、仁徳紀の記載年次を三年増すべきことを提言されたが、既述の私見からすればさきの四紀の外、応神三十七年及び四十一年の条の一部(但しこれは仁徳五十八年紀と重複するので、仁徳紀記載年次の増減の問題とは関係ないか)、及び阿智使主帰化の二十年紀も、仁徳紀に入るべきものとなるのである。(因みに橋本博士——前掲著、905-6頁——の説かれたように、応神紀に見える外交関係の事項は、百濟記引用又は明らかにそうと認められるもの以外は、必ずしも正しい干支によったとは思われぬ。)しかも、これらによって仁徳紀記載年次数が増加するかどうかは、仁徳紀自体の干支によるべきものがないことから、全然不明であると言わなければならない。

讚が仁徳天皇であることは、橋本博士（前掲著 593-4頁, 919-922頁）の説かれる如く、好太王碑に示されておるような応神朝の半島経営（碑の辛卯は橋本博士のいわれるように391年で、応神朝に当ると思われる）による国民の疲弊をいやすに力をそぐ時代であり、倭王讚の遣使は、こういった平和的経営の示現として解釈することもできよう。難波に都し、最大の陵に葬られた仁徳天皇を倭王讚に比定することは、以上の点からも不都合ではないと思われる。

更にこのことに関連して注目されるのは、倭王珍を讚の弟であるとする、宋書の記載である。即ち430年の使者が既述の如く仁徳の使者として行ったか、それとも途中の事故で引帰して履仲の名で行ったかどうかは別として、橋本博士（前掲著 597頁）の言われる如く、438年の珍の使者が前王履仲の弟であると伝えたために、誤って仁徳（讚）の弟として記されたのではないと思われる。但し橋本博士がこれについて、430年が讚の遣使であることを前提として、履仲朝に遣使がなかったために前王の弟であると伝えたことと解せられたことは、派遣しなかった王のことが問題にされるはずがないとも思われる点に矛盾はある（これは既述の如く、430年の遣使が履仲の名で行ったか否かの問題と関連する）が、ともかくも、さきのような解釈の成立の余地は十分にあると思われる。（讚が応神、珍が仁徳であれば、宋書におけるさきのような誤解の生ずる余地もなく、このことは讚が仁徳なることの一証となろう。）

しかるに(C)説(橋本博士前掲著, 392-3頁)では、神後の末年は389年としているが、これは書紀の干支にとらわれたものであり、又仁徳(讚)の最初の朝貢が413年であること、及び応神天皇の崩御を、同じく好戦的たりし好大王の死(412)と同じ頃とし、それによって日支の平和的関係並びに430年の高句麗との関係が、ひらけたとしておら

れるが、仁徳の即位を好大王の死に先立つものと見ても、この関係は解釈できるものと思われる。又橋本博士は、書紀応神崩御の干支(庚午——310)と倭王讚の最後の遣使の年(430)——既述の如くこれは讚の遣使であったとの証拠はない——のそれとの一致を重視し、又既述のように応神崩御の年における遣使の帰朝は、仁徳崩御の年の事実を誤り記したのではないかとして、仁徳崩御の年を同干支の430年と推定しておられるが、仁徳崩御の干支を応神崩御のそれに誤記したというのも理解し難いのみならず、同干支の仁徳五十八年から崩御までの記載の処理も不明である。以上の点から(C)説には承服し難い。

次に同じく仁徳崩御の年について、仁徳六十七年紀の築陵の記事は、今谷文雄氏(前掲論文)によれば、八十七年の崩御の記事(その間、20年の記事の空白がある)の重複であるとされ、仁徳崩御は六十七年紀を、同干支で60年下げた439年であるとされたのは、珍を仁徳とする氏の説には都合がよいと思うが、書紀の干支はもともと、紀年延長のためになされた便宜的なもので、紀年推定のための目安となるものではないし、又氏の所論では、六十七年紀と八十七年紀の年次の一致の説明が不十分である。要するに書紀の干支を基準として、仁徳崩御の年を推定することは無意義であるのみならず、又六十七年と八十七年の記載を、同年次と見る根拠はないと思われる。同年次の記載をかくの如く切りはなさずとも、書紀は随所に空白をつくって、紀年延長の目的を達することができるからである。

其の他(B)、(C)説の欠陥は仲哀崩御、(C)説ではその他、履仲、反正、允恭の崩御については古事記の干支を利用しながら、その他については、それをすてる理由の明示されなかった点にある。

(註1) 橋本博士(前掲著607-624頁)によると、女性たりし神後の在位69年は76年(神武の在位年数で、それが讖緯説によることは肯かれる)から陽の数7を減じた年数、男性的たりし崇神の68年は陰数8を減じたもの、又女性的であった仁徳の88年は陰の数であり、男性的な垂仁の99年は陽数であるとするのは、崇神、垂仁を、巫政治の廃止によって、男性的とする解釈が現代的に過ぎること、仁徳を女性的とすることは、書紀の記載(対外的強硬政策や蝦夷征伐の見えること)からは必ずしも肯かれない点から、必ずしも承服できない。又成務と仲哀の間、及び応神と仁徳の間に各々空位一年を置いたのは、崇神から成務までを一組、仲哀から応神までを一組とするためであるとされるのは、仲哀から応神までについては一応肯かれるが、崇神より成務までを一組とし、その287年に空位一年を加えた288年は、孝昭から開化にいたる五世378年から九甲90年を減じたもので、同時に神

武の76年の3倍228年に六甲60年を加えた数であるとされることにも疑問がある。即ち神田氏の計算によると空位は仲哀紀に含まるべきものであり、又崇神から成務(又は孝昭から開化)までが一組ということになっていない点から、如何かと思われる。又博士が垂仁から成務までの四代220年から空位一年と十二甲120年を引いた残りの99年が、垂仁の年数になっているとするのも、博士のさきの解釈(崇神から成務まで一組)と首尾一貫しない。たゞしこれらは、橋本博士は固執されるわけではなく、一試案として示されたものであるから、とやかく問題とすべきではあるまい。而して博士が神後の功績を大ならしめるため、陽の極限9を仲哀の年数に採ったものとされたのは、必ずしも反対すべき理由はなく、それに空位一年を加えて十年となり、又神后69年は、仲哀崩御の翌年から数えて、筆者の考えたように、尙与の記載の三年後までとすることによって、便宜的に定めたものであろうと思う。

(註2) 笠井氏は「原書紀」の構想を満すための一方法として、神后紀の抹殺を試みられ、その一論拠として、神后十三年紀の歌謠が、古事記の仲哀天皇の条に含まれておるが故に、同年の記事を境として、前半を仲哀紀に、後半を応神紀に入るべきものとされたが、これは古事記の仲哀天皇の条の後半が神后紀にあたるべきものとなっておることを無視したもので、承服できない。

(註3) 仁徳紀中、外交関係の記事は多く高句麗及び新羅関係の事項であり、百済に関する四十一年の記載も単なる百済記の引用とは思われない。

四

今谷氏は書紀に、久爾辛王即位(405)と蓋鹵王即位(455)との間に、百済王に関する記載のないのは、その間における百済側の史料が、書紀編纂の時欠けていたためであり、又そのため応神紀の紀年設定の目安を失ったので、誤って神后を卑弥乎にあてたものかも知れぬとされたが、神后を卑弥乎にあてるのは最初からの予定で、これは寧ろ反対に、記録はあったが、久爾辛王から蓋鹵王までの百済王(毗有王)を記せば、(毗有王が非常に長い年数を占めることになって)紀年の引延ばし操作が明らかとなるので、わざと省いたのであり、応神三十九年の条に毗有王を直支王(腆支王)としたのも、そのためではないかと思われる。笠井氏は、書紀のこの年(推定428)二月条に、直支王を日本に遣したとあるのは、三国史記、百済本紀の毗有王二年(428)の同じく二月の条に「至倭国-使者従者五十人」とあるものに当るのでなく、直支王十四年(418)の条に日本に白絹を贈ったとあるものを指すであろうとし、従ってこれは毗有王の誤りではないとされたが、年月共に合致している点や、記事の内容においても、百済の使者が従者五十人許りを伴ったとあることは、王妹の派遣によると見る方が自然である点から、これは毗有王二年のことを指すものと思われる。而して、もし毗有王として記せば、その即位(247)も引上げて307年又は367年として記さねばならず、そうすると次の蓋鹵王の即位(455)までの毗有王一代の年数が長きに過ぎる点に支障があったところ、たまたま百済史書に直支王(腆支王)の派遣

(418—120年引上げで298)の記事があったので、それに因んで、直支王として記した(このような杜撰は、紀年延長のみ念頭にあった書紀の編者にはあり勝ちのことであつたと思われ、もしそうでなかったとしても紀年延長のために、多少の記事の喰いちがいは犠牲にしたのではないかと思われる)のではないかと思う。要するに三十九年紀の「直支王」も、紀年延長のためのやむを得ざる処理であつたと思われる。

最後に倭王の名については、前田氏や今谷氏は「讚」を誉田の「誉」、「弥」は大鷓鴣の「大」、「済」は「雄朝津間」の「津」、「興」は穴穂の「穂(ヌキンデル)」の意識であるとされたが、その中「弥」は宋書には「珍」となっていることの外、倭王武の上表に「亡考済」とあるように、これらの名称は、日本からの凶書にあつたまゝを記したと思われるし、しかも当時、記紀にあるような形で、すべての天皇の忌名が呼ばれていたかについても疑問の余地がある(「史観」45、林翰弥氏論考参照)外、又そのように常に記されていたとも思われない点(江田古墳出土の太刀銘に反正天皇の「瑞鹵別」を「三 ツ 鹵」と記していることや、天寿国織帳銘や金石文などにおいても、忌名や官号が、多く漢字の音によって一字一音の表現をとっているものゝ多い点が記紀とことなる)などに難点がある。筆者はやはり、橋本博士(前掲著399, 591頁)のように倭王の名の音訳^(註1)で、意味のよい文字を用いたものと思う。而して「武」は雄略の忌名の訓訳(音訳ではない。「シツバウケ」の「鹵」と共通)によるものか、それとも武功のある王という意味であらう

し、502年の「武」は、この時「鎮東將軍倭王武」(479年進号)に「征東將軍」の号の与えられたこと、倭からの使が479年以後見えないことから

考えて、おそらく百済や高句麗王に「征東大將軍」の号を与えたのと同時に、追贈されたものであろうと思う。

(註1) 橋本博士が「讚」は「オオササギ」の「サ」、「珍」は「ミツハワケ」の「ツ」、「済」は「オアサツマ」の「サ」、「興」は「アナホ」の「ホ」の音訳によったものとされたのは、最も妥当な解釈ではないかと思う。

五

以上述べ来たところによって、古事紀の干支をそのまま生かして(但し雄略崩御の年については後述)讚を仁徳、珍を反正とする(A)案が、殆んど何の支障なく成立するものと思うが、菅政反によっても解決を試みられなかった興(安康)と武(雄略)の年代について、宋書と書紀との不一致と雄略崩御年における記紀の不一致が、なお問題として残されている。これは非常に困難な問題ではあるが、上来述べ来たところとも密接な関係があると思われるので、それについての一試案を提示して、先学並に同学諸賢の御批判を待ちたい。

今それについて考えるため、本稿において採っている立論の前提となるものをあげておく必要がある。それは

- (一) 百済記等を参照とした大陸関係の史実については、干支をみだりに変更していないと考えられること。
- (二) その他の史実についても、干支や年代の明らかなものは、特別の理由を除き、干支や順序並に所属天皇の時代等を、みだりに変更していないと考えられること。
- (三) 明らかに同一年次と考えられるものを、特別の理由なしに、二年以上に分散せしめたり、或は逆に二年(以上)にわたる事項の年数を、短縮しなかったと考えられること。

以上は原則的な要請であり、この要請に外れる場合については、十分な論拠を示す必要があると考える。このような立場から、雄略紀の紀年について考えて見ることにする。

まず雄略崩御の年について見るに、古事記(己巳-489)と書紀(己未-479)の十年の喰い違いについては、那珂博士は、書紀の雄略崩御の年に見える百済東城王即位の記事から、己巳は己未の誤

りで、書紀によるべしとの解釈を下された。上については、己と未の誤りは、雄略二年紀引用の百済新撰の己巳が乙未の誤りと思われる点からも、起り得ることと思われる。又、東城王の即位は他の日本側の記録とからみ合っておる上に、その3年前の二十年紀が百済記を(一年取り違えて)引用しておる点や、遡って二年及び五年紀にも百済新撰が参照され、又七年紀(推定463)の記載も新羅本紀(462, 463年条)と合うことから見て、この辺りの年代は、一応固定したものと考えねばならず、もし489年の崩御とすると、二十三年紀のあとの十年間(又はその一部)を満たす記事を雄略紀に求めねばならないが、それには年次を転倒させて雄略紀の中、固定する必要のない部分を持って来ることができずとすれば、せいぜい二十一年紀からあとを十年間にばらまく程度になるが、これは一応許すとしても、489年を崩年とすると、崩年引上げによって清寧以後に、10年又はそれ以上の空白^(註1)ができていなければならないが、継体三年、七年及び九年紀に百済本紀の引用があること、継体十二年紀後の空白はそれ以前へ動かし得ない事情がある(「続日本紀研究」5-12、拙稿参照)から、空白は継体三年以前に求めねばならないが、その間には仁賢紀に2年の空白があるのみである。(ただしこれは、雄略崩年引上げの前に既に年次の設定がなされ、引上げの後には、操作がなかったものとしての考察である——「註1」参照。)因みに書紀に末多王の死を502年としたのは、橋本博士(前掲著661-2頁)のいわれたように、501年の誤りであろうが、これを中心として三年、六年、七年紀あたりの年次が、作為でないことを示すものと思われる。又記紀共に武烈の在位を8年としてある(古事記に一部記された「在位年数」は、清寧天皇を除けば、おおむね書紀と合致する)のも、雄略の崩年引

上げによる武烈紀の引きのばしがおこなわれなかったことを、暗示するものではないかとも思われる。又顕宗の在位年数は、古事記には8年となっていて、書紀の3年より長いが、雄略からあとの引きのばしがあったとすれば、実際の顕宗在位年数は、書紀の3年より短くなっても、長くはならないはずである。(筆者は顕宗の8年は、清寧の5年を合わせた年数ではないかと思う。)

以上の点から見て、雄略の末年は、書紀の479年としなければならないのではないかと思われる。更に又、神田氏の言われるように、仁徳からあとを170年として、それを目安に雄略崩御を10年くり上げたとの解釈も出てくるが、170年が仁徳から清寧元年という半端なものになっておる点から見て、これが作弄的なものでなく、実年代によったものであることを思わしめる。既述の如く書紀は、神后紀を中心とする三朝と、それ以前の年数設定で、神武元年を定める目的を達しているのであるから、それによって定まった仁徳以後のわりふりには、特別に操作をする必要はなく、成るべく実年代に沿うように定められ、雄略以前において、主として仁徳と允恭紀の延長操作によって、紀年延長の目的を達しているのである。

乍然、以上は厳密に言うると、雄略紀前後において、既に干支の完備した年代記のできていたことを前提としての結論であって、その前提を取外して見ることもできる。だが、完備したものでなくても、後述のように応神紀頃からぼつぼつ干支による史実の記載が書き残されはじめていたとすれば、雄略頃には一部備わった年代記ができていたと考えるのが自然ではあるまいか。尤もその場合でも、引用の百済記や百済新撰などの関連事項だけを固定して、他は繰り上げて記すこともできたとも思われるが、489年までの最後の10年間の、外交関係の重要事項を、紀年のほゞ明らかとなったこの辺りの記載において、すべて清寧、顕宗紀に入れてしまわねばならない程の操作をする必要があったとも、思えない。

次に、雄略崩御を479年とするさきの考察について、考えなければならないことは、雄略紀に空白のないことで、完備した年代記的のものでなくとも、とにかくこのような記事の稠密ということ

は、そこに年代短縮が或る形でおこなわれたからであるとも、思われる。だが雄略紀には、その三、四、十三及び二十二年紀はすべて説話の事項であり、これらの干支は必ずしも信用できず、それらはむしろ雄略紀を余白なく埋めるように記されているとさえ、思われるのである。(二、五、六、七、十二、十五、十六及び十九年紀も、その半ば又は大部が説話の事項であることは、雄略紀の記載が或る意味で、允実していないことを示す。)又十九年紀に入るべき記載が二十年紀を満たしており、十九年紀がわずか、穴穂部を置くの数字あるのみであることも、十九年紀が明らかな史料の干支によったものでないと仮定できれば、一つの注意事項たるに備する。そして空白のないのは、雄略以前でも履仲、安康紀、以後では清寧、顕宗、武烈、安閑、敏達、用明、崇峻紀あり、雄略紀に空白がないということも、たとえそれが23年間という長い年代であったとしても、必ずしもこれを以って、崩年引上げによる短縮操作があったからであるとは、言えないと思われる。以上の点からも、筆者はやはり古事記に見える如き干支が、書紀編纂の時存在し、参考とされたであろうから、書紀の如き崩御の紀年をとったのは、現存古事記の誤記と思わざるを得ないのである。

次に、書紀の雄略即位の年(457)が、宋書における安康天皇の遣使(460、462)と抵触することについては、それが宋書の誤筆であるとは認め難いのであるが、雄略即位を橋本博士(前掲著 659頁)のように462年以後とし、しかも479年を崩御とすると、雄略紀の年次に空白のないことによって、最初の10年間程の記載の持って行き場所が問題となる。もし489年の崩御と仮定すれば、それを479年に引上げたために生じた年次の重なりを避けるため、即位を457年まで引上げたとの解釈もできるが、既述のように489年の崩御とするとともに無理がある上に、雄略二年、五年及び七年紀がさきに述べたような理由で動かし難い(但し次述のように、これらの年紀引用の百済新撰関係の記載のみを安康朝のものとするれば別)となると、上の解釈も困難になる。次に、安康紀の数年間が雄略紀にまぎれ込んだものと見、雄略六年頃までは、そのまゝ安康紀に属すべきものであると考えると一応解釈はつ

くが、安康紀に属すべきものを、如何に紀年操作のためとは言え、雄略紀に入れたとの理由は、それだけでは考えられない。但しこゝに一つ疑問となるのは、雄略二年紀に「百濟新撰云」として「己巳年、蓋鹵王立、天皇遣_二阿礼奴跪_一索_二女郎_一、百濟莊_二飾慕尼夫人女_一、日_二適稽女郎_一、貢_二進天皇_一。」とある記事で、この己巳年は佐伯有義氏校訂日本書紀には429年己巳年とされたのは誤りで、己巳は橋本博士(前掲著 911頁)の言われるように乙未(安康二年)であると思われるが、これによると蓋鹵王が女を買いだのは安康天皇で、安康天皇に奉った女郎を、雄略天皇が所有していた如く見られる点で、二年紀のこの辺の本文は、実際は安康天皇に関するものであるかの如く思われるが、引用された百濟新撰の文は必ずしも、新撰の本文そのままでないことは、「天皇」という語(神后六十二年紀の百濟記にも見える)の見えることから、推察はできる。そうすれば、新撰の「己巳」(「乙未」の誤りであるが)年」は蓋鹵王即位のみにかゝる言葉で、それからあとの文は数年後の事項で、必ずしも安康天皇に関するものであると考える要はない(こういう推察は、引用が新撰の本文であっても、それに記事の不備があるか、又は完全な編年体でなかったとすれば、同様に成立つ)とも思われる。因みに蓋鹵王を加須利君と書いてあることは、この辺の書紀の本文が、百濟史料の外に、我国に伝えられた材料によったことを思わしめるが、そうすれば、それに安康朝の史実としてあれば、単なる百濟史料引用の場合(ここでは干支のみ明らかで、天皇の名は不問に附せられていたであろう)とちがって、その事実をもごまかすわけにはゆくまいから、これはやはり、雄略朝の事実として記されていたであろうし、又安康崩御の後、その年内に雄略即位の儀(これは古事記流の当年称元法で、或程度史実によったものとも考えられる——なお後述)と大伴室屋が同年中に大連になっていること、及びかの二年の池津媛(適稽女郎)の事件に大伴室屋が関係あることを作為でないとすれば、二年紀の事件はやはり雄略朝の事実となるであろう。だが、もし二年紀の記載が、百濟新撰等百濟史料のみによったとすれば、干支はそれによって雄略二年紀に入れたとしても、事件は安康天皇に関係あるものかも知れ

ず、従ってさきの「己巳年」が蓋鹵王即位のみにかゝる言葉であるかどうか、不明である。即ちこの二年紀の事件と、その続きである五年紀の記載及び六年紀(462)の吳使來朝(宋書の倭王興遣使の年次に一致——なお後述)は安康朝の事件で、六年紀辺りまでは、これら百濟史の引用や、その他の外交事項を除けば(元年紀以外は)説話的事項のみで、これらはおそらく年次は不確かなものであるから、雄略朝の事実を引上げて記したものか、或はこれらも又、安康朝の事実であるとも思われるが、しかしそれにしても、安康朝を短縮して、その事來事を雄略朝に入れた理由は見出せないで、その問題は一応保留して、次に移る。

次に考えられることは、雄略即位を書紀の如く認めて、雄略天皇が前天皇の名で派遣したという推定である。それは倭王濟の死後、興、武がついだが、460年の遣使は、451年の濟のそれから9年後であり、珍以後、代毎におこなわれた遣使が、安康に至って中絶したのをカバーする意味で、前天皇の名で出したものではないかという推測である。それは478年の武の国書に「累葉朝宗、不_レ衍_二于歳_一」の語があり、又濟のみの鴻業をのべたあと「奄_レ喪_二父兄_一」と書し、それら「父兄」の志を^{ツクツク}ついで、高句麗を伐たんとする志がのべられていることは、さきに述べたような予備工作の反映(多少時代の隔りはあるが——なお後述)ではないかとも思われる。穿って解すれば、倭王「興」でも「武」でも本名ではないのであるから、雄略としては、それが自己の功名心を傷ける所以にはならず、「興」でも彼自身の名で派遣したのと、中国に対しては、同じであったかも知れず、又倭王武が478年に宋より進号をおくられる前に、自ら「使持節都督安東大將軍」(興は462年に「安東大將軍」をおくられている)を名のったのも、その間の事情によるものかも知れない。文末書には興のみについて常に「世子興」と記しているのは、「興」からの国書に、そうあったのによるものではないか。それは雄略天皇が、「累葉不_レ衍_二于歳_一」ることを印象づけるべく、「興」が「濟」の世子であることを強調するためにかく記したことを、裏書きするものではないかとも思われる。(武の上表文の如く、国書の本文に、前王との系譜関係を記して

も、王名の上に直接それを記すことは、その他の場合にはなかったのではないと思われる。）

その上、雄略程の帝王が、即位後（仮に462年以後の即位としても）15年間程も派遣しなかったということも問題であろうし、記紀に伝えられる安康天皇の君主的無価値さからも、以上は裏書きされ得るものと思われる。而して書紀に、雄略即位を457年としたことは、古事記に安康崩御の干支のないことから見て、或る程度便宜的に——安康紀と雄略紀の記載年次の処理上——かく定められたとも思えるが、後述する如く、安康の崩御の年に、翌年称元法によらざる雄略即位の儀が、おこなわれた点（こういうことは安寧、開化を除いては、安康天皇の即位が最初である）から見ると、この辺りの年次は或る程度信用できるのではないとも思われる。何れにせよ雄略即位が、460年より以前であるということは、この際の判断となるのである。

以上のように、雄略の即位を462年以後とするか、それとも457年前後として雄略が安康の名を以って遣使したか、についての判断の極め手となるものはないが、それをうかがう参考資料として、推略紀における外交記事を取り出して見たい。先ず興の遣使に相当する年次における記載は、六年（462）の条に「夏四月吳国遣使貢獻」とあるもののみで、これは、その「月」の記載を信用しなくても、宋書に、この年三月に「以倭国王世子興為安東將軍」とあるのによると、少くも年内に帰朝し得たという点で、年の記載は符合する。而してそれ以外には、八年と十二年に、身狭村主青と桧隈使博徳を吳に遣し、この二人はそれぞれ二年後に帰朝して居るが、宋書によると、その年次は正しくないことはわかるが、二人の名が雄略二年紀に見え、天皇が彼等を寵愛したとあるから、この派遣は雄略天皇によるものと思われる。而してその中、十年帰朝の記載は、その吳よりも（註2）たらしめた鵝鳥が犬に喰われ、その犬の持主水間君を鳥養部にしたという同月の記事と関係があるが、鵝鳥事件そのものが、鳥養部を置いたことを証明するための、つくり話しとのみ思われなことは、「別本云、是鵝鳥為築紫嶺県主犬所噬死」とあるのによっても考えられるが、この鵝鳥が使

者のもたらしめたものであるかどうかは不明であるのみならず、帰朝の年がこの年でないことは、宋書から見て明らかである。而して鵝鳥が喰われた事件はこの年（厳密にはその前後）に起ったと一応考えられるから、書紀の十年紀の記載はこれより数年前、吳からもたらされた鵝鳥が、この年水間君の犬に喰われたことを示すか、それとも数年前（或は後でもよいが）に使者の帰朝したことを、或る事情（それについては後にふれる）により数年後（又は前）のものとして記載する必要が生じたため、鵝鳥の事件と結びつけるべく、十年紀に入れたかの何れかであろうと考えられる。

次に十四年正月の、吳使を伴っての帰朝の記事は、この年全体が関係事項であるが、この中、正月と三月の帰朝に関する記事は、四月の根使主の悪事暴露事件を説明するために入れられた観があり、さきの鵝鳥の事件との関係づけ以上に作為の色が濃い。即ち、この年正月及び三月の記事は、後述の如く宋書の年次と一致せしめないため、根使主に関する四月以降の記事の説明を兼ねて、他の年次から入れて加筆したものと思われ、従って正月、三月の帰朝使の事項は、根使主事件の年の、前であっても後であってもよいわけである。次に八年、十二年の派遣の記事も、その年の他の記載と全然関係がないので、これらも又、他の年次からの転載であると思われる。橋本博士（前掲著397-402頁）は以上の中、八年二月の記事は宋書477年（十月）に、雄略十四年四月紀の記事は宋書478年（五月）の記事に相当するもの（宋書479年の記事は「新除」とあるのによると、王朝の交替によって、478年の使者に附して叙爵されたもの）とされたが、博士は又、477年の遣使が478年と一年違いであることから、同一の出発によるものであらうとされたのは十分肯かれるところで、その外、武が自らとなえたという称号は、478年のかの上表文の署名と考えられる点から見ると、478年の上表は、実は477年に提出されたもので、それに対して478年の条の如き進号が、下されたので、上表文をも478年の条に合わせ記したものと考えられるので、この考えを生かすと、雄略紀の記載をそのまま二度の遣使と考える博士の最初の想定は、成立し難くなる。しかし雄略紀の二度の遣使

に、果して作為がないか。つまり一度の使であったのを、大陸史書と歩調を合わせるために、かく記したか、それとも、鵜鳥と根使主の事件に関係づけるため、無理に二つに分けて記したのではないかということも考えられる。

しかし後にもふれるように、書紀は宋書との年次の一致を避けていることや、第一回の使が、六年紀の吳使への答礼の意味で出されたという意味で記されたとすると、第二回の使者にはこのことがない点などから見て、宋書と歩調を合わせたとの推察は必ずしも適当でないし、又如何に説話的なものゝ説明のためとは言え、一度の使者を二度に分けて書く程の操作をしたとも思えない。つまり、書紀の史料としては、やはり二度の遣使の記録があったと見るのが妥当ではないか。又鵜鳥の事件と根使主事件とは、それぞれ独立した事実であるならば、みだりに他の場所からの転載とは考えられず、しかもその中、前者はおそらく派遣使者の帰朝と関係があるとすれば、これは462年の帰朝と関係するのではあるまいか。而して橋本博士（前掲著 400頁）は、宋書460年と462年の記載も、前者については遣使の記事のみであり、後者においては叙爵の記事あるのみで、しかもその間わずか2年間である点から、同一使者に関するものと推定されたが、この推察は、妥当であろうと思われる。即ち使者は、460年と477年の二度しか発遣されておらず、この中、前者が書紀の八年紀の記載に、後者が十二年紀の派遣の記事に相当するのではあるまいか。而して六年（462）四月の吳使來貢の記事は、同一資料が錯簡として紛れ込んだとも思えるが、これはむしろ意識的に、八年の遣使が、その答礼として行われたものであることを示すために、書き込まれたものでないかと思われる。而して両度の使に、15年の間隔を置いたのも、同一の使者に対し、その労苦を察してであるとも考えられる。

だがこれは、二度の使者の名に関する書紀の記載をそのまま認めた上での解釈であって、17年間も隔てゝ同一使者（二人）を遣したということも問題であろうし、両度の中、一回は仮作ではないかとの疑いも成立つ上に、さきに述べた如き、前王の名で遣使するというところに、まつわりつく疑問

が、依然として残る。そこで考えられることは、460年の使者は安康の時に出發した使がこの年、彼地に到着した（それは426年の出發が430年に到着した例と似通っている）のではないかということである。而してこの解釈の障礙となるものは、既述のように

1. 書紀には、派遣は両度とも雄略天皇によるものとなっているのが、単なる作為でないと思われること
2. 即位後（457年即位として）20年間も派遣しなかったのが、やゝ不可解であること
3. 宋書に「世子興」とあることの問題

の三点である。而してこの中、第一のものについては、最初の使者の派遣に関する記録は残されていなかったが、462年の帰朝に関する史料はあったので、書紀の編者が、派遣もまた雄略によるものと誤解して、それを八年紀（六年の「吳使來貢」への答礼の意味として、この年を選んだであろう）に仮作し、その使者の名も二度目の使者の名前（それは二年紀——二年紀の記載は、必ずしも即位の当初から、帰化人を近づけた意味に解する要はあるまい——によると、作為ではないと思われる）を流用したものか、それとも前王の派遣の記録はあったが、到着がその後数年を経過したことをカバーするためと、凡庸悪逆の君としてえがかれている安康の雄図を抹殺する目的、及び前述の如き吳使への答礼の意味を持たしめ得なかったための抹殺など、諸理由によったとも思われるが、こゝに疑問となるのは、この度の渡海は高句麗の案内を経ていないので、それが456年の出發と見ても、4ケ年も経て無事、彼地に辿りつき得たかということである。（さきの仁徳の場合は高句麗の案内によっておるが、それも書紀の記載を疑えば、最初426年出發の時は海路をとったが、果さざりしため、陸路を経由することゝなったのであり、阿智使主等の實際の出發から430年の到着まで、それほど年月を経過していなかったとも思われる。）

次に第二の疑点については、前王の使者が出發後（出發の年は不明であるが）長年月を経て、460年に彼地に到着し、462年（雄略六年）によろやく帰朝したために、使者の労を察して、派遣を延期したのではないかということである。だが、たとえそのような事情があつても、即位後20年間も（462

年帰朝後は15年間も) 派遣のことがなく、晩年に及んで、ようやくその事を見たということは、——特に前王の使が無事帰朝し得たとすれば、派遣の志を枉き得なかつたと思われるので——やはり問題となり得ると思われる。

最後の第三の点に関しても、然るべき判断を下し得ず、たゞ宋書(又はその資料となつた国書)の記載としては、こういうこともあり得るであろうということ、いゝ得るにとゞまる。

以上の如く解するとき、これはやはり雄略の時、前王の名で出したものと見るより外はないようである。而して前王の名を用いたのは、前王が派遣の志があつて準備中崩じたか、それとも安康の時、派遣された使者(その派遣に、雄略が皇弟として参画していたことも、十分推察される)が吹きもどされるか、或いは難破その他の事故のため、死亡すると言つた事が起つたために、その志をつ

いで特に前王の名を称したということも、書紀にあらわれている両者の親密関係から見ると、あながち無稽の解釈とは言えないであろう。なお、使者の名については、その中の一回は書紀の作為であると考へても差支えないと思う。

以上によつて筆者は、460年の使者は、雄略が前王の名でおこなつたものと考えたい。而して書紀において、年次を取り変へた理由としては、これを、倭王に関する大陸史書との一致をさけたものとして考へる。但し書紀に、その他の倭王に関する記載の見えないのは、紀年延長によつて一致させることのできなかつたためでもあり、(允恭においては一致しないこともないが、我が資料の伝わるものゝなかつたためか、又は操作の困難もあつて、さけたかも知れない) 雄略においては一致したことゝその意義の重大さが、以上のような処置を取らしめたのであらうと思われる。

(註1) 書紀には、古事記の天皇崩御年の干支に変更を加へた場合には、継体紀の如く——前掲拙稿参照——それによつて生じた空白を埋める処置がとられていない場合のあることをも、こゝでは考へる必要がある。

(註2) 二回の使者の名の中、一回は或は書紀の作意であるとしても、そういう作為がおこなわれること自体、それが雄略の遣使であつたことを示すであらう。

六

以上によつて一応本稿の課題を終へたが、最後のしめくゝりとして、崇神以後雄略までの各朝の在位年数(次頁)をかゝげ、同時に本稿の前提となつた神田氏の所論への再検討によつて、稿をどぢたい。

既述のように、書紀々年が60年を単位として設定されたことは、応神以前には認められるとしても、仁徳以後は必ずしもその要はなかつたと思われる。而して仁徳から清寧元年までが170年、清寧二年から欽明元年までと、欽明二年から推古八年までが各々60年となっているのは一つの偶然と認めてよく、その中、欽明元年の設定は、筆者がかつて論じた如く、「辛亥事変」以後の二朝対立をおしやくすために過ぎなかつたと思われる(前掲拙稿参照)。而して応神末年が実年代より84年延長されているのは、仁徳56年(空位を入れて)、允恭25年、履仲、反正、安康で各々1年の引延ばしをすることによつて埋めている。

次に次掲表において、書紀の記載年数(空白を

除いたもの——次掲表C)が、実年数(A)を超加したものとあることが見られるが、これは年代記の完備ということを前提にする場合は当然、問題とならうが、そうでなくても、少くも応神の頃から、百濟記等の引用によるものゝ外に、書紀に見る如き年次単位の記録の或るものが、つくられはじめていたとすれば、百濟記等引用の年次をも含めて考へる場合にも、一応問題にする価値があると思う。而してそれについては例えば、応神三十七年紀(推定426)が、既述の如く、宋書倭国伝、元嘉二年(425)の記載とは別箇の、そして倭国伝、元嘉七年(430)の記事と関係のある史実(高句麗との関係が見えるのによつて)、宋書によつて仮作したものとは思われぬ)を示していること、又応神四十一年紀と仁徳五十八年紀が、上の元嘉七年の記載と同干支で同一事実を示し、しかも三十七年紀と同じような意味で、それらが単なる大陸史書の引用と思へぬ内容を持っていること、更に応神三十九年紀(この紀が百濟記によつたとすれば別であるが)が、三

	A 復元年数(註1)	B 書紀年数	C 空白を除いた 書紀年数	D 書紀空白	E AからCを差 引いた年数		
崩年258(318)	崇 神	68	17	51			
	垂 仁	97 (37?)	99	77	45 (-15)		
	景 行		60	37			
	成 務		90	53			
355	仲 哀	7	空位 1 (註2)	1	0	2	
362			9	4	5		
375頃	神 后	13?)	32	69	21	48	-8?)
	応 神	19?)		41	23	18	-4?)
394	仁 徳	33	空位 2	2	0	2	
427			87	29	58		
432	履 仲	5	6(註3)	6	0	-1	
437	反 正	5	6	2	4	3	
454	允 恭	17	42	14	28	3	
456	安 康	2	3	3	0	-1	
479	雄 略	23	23	23	0	0	

国史記百済本紀と同干支同月で、ほぼ一致した内容を示しながら、しかも記載に可成の相違のあることは、我國に伝わった原資料の或るものに、拠るべき干支のあったことを、示すものではないかと思われる。金石文でも、大和石上神宮の七支刀銘の泰和四年(太和四年—369)は神后時代であるが、これが百済において製作されたものであるとしても、百済との文化的関係から見て、この頃から我國に、干支記述の伝えられ始めたと考え得る根拠はあり、又隅田八幡鏡銘の製作年代についても諸説あるが、その中383年説は暫く措いて、443年説乃至503年説をとっても、允恭又は武烈の頃には、明らかに干支が用いられていたことになる。又江田古墳太刀は、反正天皇の時代に属するものと考えられているが、その銘に「八月」とあることも橋本博士のいわれたように、当時何等かの干支の

使用されたことを、裏書きするものであろう。なお、小川清彦氏の研究をもとに橋本博士(前掲著854-860頁, 861-876頁)が論ぜられた如く、書紀允恭以前に儀鳳暦を用い、安康以後の部分にそれより古い元嘉暦を用いておるのは、允恭頃元嘉暦が伝えられたためではないかと、考えられるのである。而して神田氏や牧健二博士(『史林』37-5)の言われるように、古事記崇神以後の崩御干支(その多くは月、日も記されてあるのは、笠井氏の言われる如き、記紀編纂過程における副産物とは思われない)が帰化人の筆録によるものであるということも、必ずしも否定されないのである。宣長の指摘したように、古代末期の記紀干支がほぼ一致することは、紀年延長の必要のあった雄略以前の古事記干支も何等かの拠り所があったと考えしめることはいうまでもないことである。橋本博士は天皇崩御

の干支にも、史料によって多くの異った記録が残されていたであろうとされる（これは古事記干支の一部を捨てられた根拠となつたであろう）が、大休、天皇崩御の年の如きものについて、しかも文字や干支の使用の伝わり、その既に用いられた時代において、いくつかの史料、異説があつたとは、特別の理由の場合を除いて、考えられないことではなかろうか。森孝一氏（『専修大学論集』17）は、古事記の天皇崩御の干支の記載の不統一から、それらが七種の帝紀から出たとされるが、長い年代を通じて記されたとすれば、何によらず、記事の不統一のあるのは当然であろうし、又神田氏の言われるように、崩年干支と本文との相違も、二者が出所を異にするから当然であると思われる。その他古事記の干支が断続的に記されていることも、そこに後世の作為がなかつたものとして、むしろその信頼性をつよめるものではあるまいか。而して、このような記録を残したと思われる帰化人の渡来は、新羅本紀によって推察される紀元前よりの倭人と南鮮との交渉（橋本博士前掲著921頁）は別としても、少くも耶馬台国と大陸との外交関係（註4）を思うときは、帰化人による簡単な年代記の類いが、おそらく三世紀の終頃からつくり始め、それが応神、履中朝頃からの漢籍の伝来や「史」の設置によって、拍車をかけられたと考えられる。以上の点から、実年代のほぼ推定できる仲哀、神后以後について記載年数（上掲表C）と実年数との対比を考えることは、必ずしも無意味ではないと思う。

記載年数が実年数を超加しているのは、神后以後では神后、応神、履仲、安康の四代である。この中、履仲の場合は、紀年延長と翌年称元法のため、仁徳崩御の年正月の次に、翌年二月の記事が続くべきものを（因みに月、日の記載は全く根拠なきものと思われるが、史実の順序として、かく考えられる）二年紀にうつして記したため、履仲紀が一年延びたとも思われるが、このような代替り目における紀年の延長操作（それは干支不明の場合は、無効であった場合もあろう）は、安康以前は殆んどすべてにおこなわれたものと思われる。

次に安康の超加については、この天皇の時から即位の儀（即位元年とは別）が、前天皇の崩御の年と

同一年次においておこなわれるものが、あらわれておる（推古まで14代の中、9代がそうである）ことから見ると、翌年称元法^(註5)をとった書紀としては、史実に忠実となったことを示すと共に、この頃より紀年も史実に近づいて来たことに関連するものであろうが、同時に紀年延長の必要がなくなったことにも、よるであろう。而して安康紀においては、なお紀年の延長は試みられたが、即位の儀が崩御と明らかに同一年次に属したため、やむを得ず、それはそのままとして、その後の年次において、安康治世2年を3年に延長するための処置（それはおそらく、二年正月につづくべき八月の記事を、三年紀として記すことによつて、なされたものと思われる）がとられたのであろう。かくして書紀においては、允恭から安康への替り目の年次が、古事記より一年前にずらされることになったものと思われる。何れにせよ、実年数と記載年数の一致していたものは、このような紀年延長によつて、履仲、安康紀の如く、後者の超加となつたのではないかと考えられる。

次に神后紀の記載年数の8年の超加は、既述の如く、五十五年紀を崩御の年と重なるものとしての計算で、そうすると、五十六年紀以後の百濟紀引用の4ケ年（六十六年紀は120年繰上げによらない引用であるから別）は応神朝のものであり、更にその前の魏志引用の3ケ年と六十六年紀は、神后紀から除外すべきものであるから、それらを除くと、実年数に対する超加は免れる。

次に応神紀の超加4ケ年は、その八、二十、二十五、三十七、三十九年紀が全部、仁徳（及び履仲）朝に入るものとすれば、超加を免れ、更に1年の空白をも生ずるが、さきの神后紀の4ケ年が応神朝に入るとすれば、依然実年数に対する3ケ年の超加を免れないようであるが、神后紀から繰入るべき4ケ年は、応神紀中の百濟紀引用の年紀を除く他の年次と重なるやも知れず、その中3ケ年が重なるとすれば、超加はなくなる。

次に仁徳紀においては、応神の八、十六（一部）、二十、二十五、三十七年紀を仁徳朝に入れるとしても、その中3ケ年か仁徳紀と重なれば、空位2年を認めても、なお実年数を越えなくてすむ。

最後に履仲紀については、応神紀の三十九年紀

及び四十一年紀（或は仁徳五十八年紀）の一部が履仲朝に入るとしても、この2ヶ年が履仲紀と重なることゝなれば、超加は生じない。以上は神后、応神以後、干支の明らかな年代記が、部分的にも残されたとの仮定のもとに空白を除く記載年数と

実年数との対比についての考察を加えたものである。

以上によって拙い考証を終ったのであるが、浅慮、誤解のため、先学の業績を不当に傷けたものあるを恐れる。切に御寛恕を請う次第である。

（註1） 本稿の天皇治世年数は、既述の如く主として古事記の干支によったものであるが、その算定法は書紀流の翌年称元法によった。それは書紀の治世年数との比較において、何れかに統一する必要があったためである。笠井氏はその論旨をすゝめるのに、記紀の治世年数算定にあたって、書紀に対しては翌年称元法を採用しながら、古事記には当年称元法をとって、前天皇の崩年を次天皇の元年として2ヶ年に数えているのは、翌年称元法をとった書紀において、崩年の史実のすべてが、翌年に繰りのべされている（つまり年次が常に1ヶ年架空に増加されている）ことの証明がなければならないが、安康天皇以後は、即位の儀が前天皇崩御の年におこなわれる例が多くなっている（註五参照）のであるから、笠井氏の如き方法を貫くには無理があると思うので、こゝでは一応さきのような処置をとり、箇々の場合については、後述でふれることにした。

（註2） 書紀が仲哀紀に1ヶ年の空位を設けていることは、紀年の計算上でも確かめられる。即ち即位前紀の「明年秋九月云々」は辛未の年（空位）をさすことは明らかである。而してこれは第三項で述べた仲哀紀を10年とする処置として（何等かの事情——橋本博士の言われる陽の極数としたためか——で9年以上に延長しなかったのを補うために）成務崩年の記事から一部を切放して、この空位を設けたのであろう。

（註3） 反正末年は、佐伯有義氏校訂の書紀には、古写本により五年紀にしてあるが、五年では反正元年と允恭元年の「是歳也太歳」云々の干支が合わなくなり、引いては神武紀元にも喰い違いが生ずる。

（註4） 田中卓氏（「神道史研究」5-5）は、邪馬台国が狗奴国によって滅ぼされた時——この想定は橋本博士にも見える——伊都国在住の帰化人で大和地方に逃がれて行った者が多かったであろうとされたのは、一つの示唆的意見であり、神田秀夫氏が崇神記以後の崩年干支が帰化人の所作資料によるとするのと、時代的にも符合する。

（註5） 安寧、開化、安康、雄略、武烈、安閑、宣化、欽明、用明、崇峻、推古の11代は即位の儀が、前天皇の崩御の年におこなわれている。而して安康以後も他の5代は、崩御の翌年に即位の儀が見られるのは、それぞれ史実によったものと思われるが、安康以前では安寧、開化の2代を除いて、すべて崩御の翌年の即位の儀になっているのは、紀年延長のためであると思われ、上の二つの例外（これはおそらく、何等か別の事情でかく記されたのであろう）と共に、そのまゝ信拠するわけには行かない。

（附記） 神后非実在説については、従来納得できる論旨を聞くを得なかったので、本稿は一応、その実在を前提として論をなしたが、稿を印刷にまわして後、直木孝次郎氏の論考（「歴史評論」104）を閲読するに及んで、啓発されるところが多であった。その検討は後日に期したいと思う。

（昭和34年6月7日受理）